

## 三重県旅券センター広告掲出要領

(目的)

第1条 この要領は、三重県広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づき、三重県（以下「県」という。）が管理する旅券センター内の広告掲出の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類・規格等)

第2条 広告の種類及び要綱第4条に規定する広告の掲出位置、掲出枠数、規格等は次に掲げるとおりとする。

- |             |                                    |
|-------------|------------------------------------|
| (1) 広告の種類   | パンフレット掲出                           |
| (2) 広告の掲出位置 | 三重県旅券センター（アスト津3階）<br>待合所内で県が指定する位置 |
| (3) 掲出枠数    | パンフレットスタンド（24ポケット） 2台              |
| (4) 規格 大きさ  | A4判以内（パンフレットのサイズ）                  |
| 形式          | 県が設置するパンフレットスタンド                   |

(広告の掲載基準)

第3条 要綱第3条第4項に規定する広告掲載基準については、別紙「三重県旅券センター広告掲出基準」のとおりとする。

(広告の掲出期間)

第4条 要綱第5条に規定する広告の掲出の期間は、1か月単位とし、複数月の場合には、最長1年とする。ただし、環境生活総務課長が特に認めた場合は、この限りではない。

(広告の募集方法)

第5条 要綱第6条の規定による広告の募集方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 募集方法は、原則として三重県ホームページに募集要領等を掲載することにより公募するものとする。
- (2) 広告の掲載を希望する者は、三重県旅券センターパンフレット広告掲出申込書兼誓約書（様式第1号）により県に申し込むものとする。

(広告掲出の決定及び承諾)

第6条 県は、前条の規定による申込みがあった場合は、募集期間終了後、速やかに第13条に規定する三重県旅券センター広告掲出審査会を開催し、要綱第7条第

- 1 項に規定する順位により広告掲出を決定する。この場合、同じ順位の場合は、県に納入される広告掲出料（予定額）が高いものを優先して選定することができる。
- 2 県は前項の規定により決定したときは、三重県旅券センターパンフレット広告掲出（不掲出）通知書（様式第2号）により当該申込者に通知する。
- 3 広告掲出の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、県が指定する期限までに、三重県旅券センターパンフレット広告掲出承諾書（様式第3号）を県に提出するものとする。

#### （広告掲出料）

- 第7条 広告掲出料は、パンフレットスタンド1台当たり月額10,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。
- 2 広告主は、前項の規定による広告掲出料を、県が指定した日までに、県が発行する納入通知書により一括して納入するものとする。

#### （広告掲出料の返還）

- 第8条 県は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲出期間において当該広告を掲出しなかったときは、掲出しなかった日数に応じて、前条の規定により定めた広告掲出料に基づき、日割計算により算出した金額を広告主に返還する。ただし、当該広告を掲出しなかった期間が1か月単位につき1日未満の場合は、返還しないものとする。
- 2 県は、要綱第8条第2項の規定により広告掲出を取り消した場合において、既に広告掲出料が納付されているときは、納付済みの広告掲出料は広告主に返還しない。ただし、複数月の広告掲出料を納付している場合は、広告の取消しを通知した日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲出料を返還する。
  - 3 県は、要綱第9条の規定による広告掲出の取下げを受理した場合において、既に広告掲出料が納付されているときは、納付済みの広告掲出料は広告主に返還しない。ただし、複数月の広告掲出料を納付している場合は、広告の取下げを受理した日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲出料を返還する。
  - 4 前各項の規定により還付する広告掲出料には、利子を付さない。

#### （広告物の提出）

- 第9条 広告主は、原則として広告掲出開始日から起算して10日前までの県の指定する日までに、広告物を県の指定する場所に提出するものとする。
- 2 前項の規定により作成する広告物に要する経費は、広告主が負担するものとする。
  - 3 県は、第1項の規定により提出された広告物の内容が第2条、第3条、第11条、

及び要綱第3条の規定に違反すると認める場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告の掲出及び撤去)

第10条 広告の掲出及び撤去に関する作業は原則として広告主が行う。ただし、協議の結果、県が行うこともできることとする。

(広告の変更)

第11条 広告主は、広告の掲出期間が複数月にわたる場合は、県にあらかじめ協議した上、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができるものとする。この場合において、第10条の規定を準用する。

(広告主の責務)

第12条 広告主は、広告の内容等、掲出された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、県に対して保証するものとする。
- 3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合には、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(審査会)

第13条 要綱第11条の規定により、広告掲出の可否を審査するため、三重県旅券センター広告掲出審査会（以下「審査会」という。）を設ける。

- 2 審査会は別表1のとおり委員長及び委員をもって構成する。
- 3 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 6 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 7 委員長は、必要があると認めるときは、審査会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第14条 審査会の事務局は、三重県環境生活部環境生活総務課に置く。

(協議)

第15条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第16条 この要領に定める広告掲出に関する訴訟は、津地方裁判所に提訴するものとする。

附則

- 1 この要領は平成25年6月14日から施行する。
- 2 この要領は平成26年4月11日から施行する。
- 3 この要領は平成29年4月1日から施行する。

別表1 (第13条関係) 三重県旅券センター広告掲出審査会委員

委員長	環境生活部 環境生活総務課長
委員	戦略企画部 広聴広報課長
	総務部 法務・文書課長
	環境生活部 人権課長
	環境生活部 暮らし・交通安全課長
	環境生活部 環境生活総務課 副参事兼旅券班長